

令和7年度 住民税申告日程表

受付時間 午前… 9時～11時30分
午後… 13時～15時30分

※日出公民館、秋元公民館、五ヶ所公民館は、他公民館と受付時間が異なります。

月日(曜日)	申告地区		会場
	午前	午後	
2月 3日(月)	★この日は、 事前予約制 となります。		高千穂町役場 中会議室
4日(火)	3日は午後のみ、7日は午前のみとなります。		
5日(水)	給与・年金所得(障がい年金等非課税年金を含む)だけの方が対象(例※扶養・生命保険料控除適用だけ)		
6日(木)	【予約方法】 税務課 町民税係 ☎0982-73-1201		
7日(金)			
10日(月)	日出(9:30～11:30)※	日向(13:00～15:00)※	日出公民館
12日(水)	笹の戸・土呂久	五ヶ村・黒原	天岩戸出張所
13日(木)	東岸寺・上永の内	立宿・下永の内	
14日(金)	野方野	上寺・大平	
17日(月)	秋元・尾狩(9:30～11:30)※ 午前中のみ		秋元公民館
18日(火)	黒口	上野	上野出張所
19日(水)	玄武	下野東	
20日(木)	下野西	下組	
21日(金)	五ヶ所(9:30～11:30)※	五ヶ所(13:00～15:00)※	五ヶ所公民館
26日(水)	城山・奥鶴	高岩・下河内	田原出張所
27日(木)	中西・馬場	下田原	
28日(金)	河内	上田原	
3月 3日(月)	石原・水ヶ崎・黒仁田		高千穂町役場 大会議室
4日(火)	上川登・芝原東	下押方	
5日(水)	上押方・芝原西	三田井東	
6日(木)	山附・三原尾野	中川登	
7日(金)	五ヶ村西	下川登	
10日(月)	大野原・跡取川	浅ヶ部	
11日(火)	町区		
12日(水)	椎屋谷・丸小野	三田井北	
13日(木)	神殿		
14日(金)	片内・五ヶ村東	本組	

- 2月3～7日は、給与・年金所得(障がい年金等非課税年金を含む)だけの方が対象で、**事前予約制**となります。
予約は、税務課窓口にお越しになるか税務課(☎0982-73-1201)にご連絡ください。
- 領収証等は時間短縮のため、あらかじめご自宅で費目ごとに集計し、帳簿にまとめてお持ちください。未集計の場合は、集計後にお並びください。
- 例年、待ち時間が大変長くなっております。ご自宅等にてできる「e-TAX」(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。また、混雑緩和のため、できるだけ指定された日にお越しください。
- 税務課窓口では申告を受け付けておりませんので、申告会場へお越しください。

2月3日から3月14日は 住民税の申告相談と所得税の確定申告期間です

お問い合わせ 税務課 町民税係 ☎73-1201

申告をしなければならない人

- 令和7年1月1日現在、高千穂町に居住していた人で、次のいずれかに該当する人
- ①給与と支払報告書の提出のない会社・事務所・商店等の給与所得者
 - ②農業・営業・不動産・その他の所得のあった人
※生産物を出荷せず収入がなくても、稲作等をしている人は申告する必要があります。(自家用の米も収入とみなされるため)
 - ③土地・建物・山林等を売却した人
 - ④2種類以上の所得のある人(給与と年金、給与を2か所以上から受けているなど)
 - ⑤生命保険の満期等で一時所得のあった人
 - ⑥所得はなかったが所得証明等の必要な人
 - ⑦障がい年金や遺族年金などは非課税ですが、**税務課で金額が分からないため、申告してください。申告をしないと国保税・後期高齢者医療保険料の負担が高くなる可能性があります。**

申告をしなくてもよい人

- ①所得が給与所得のみで年末調整が済んでいる人
- ②他の所得者の扶養控除の対象となる人
- ③青色申告等、所得税の確定申告をする人

申告をすれば税金が戻る人

- ①源泉徴収された税金が納め過ぎになっている人(年末調整が済んでいない人や扶養控除等の控除を新たに受ける人など)。

申告相談に必要なもの

- ①黒ボールペン(感染症対策のためご持参下さい)
- ②印鑑(本人が署名する場合は不要)
- ③所得のわかるもの
事業所得(農業を含む)がある人
収支が分かる帳簿、領収書、出荷証明など(牛飼養農家は「肉用牛管理調査表」)。
※平成26年1月から農業を含む事業を行うすべての人は、記帳が義務付けられています。申告の際、ご自身で項目ごとに集計を行っていただき、帳簿にまとめてご持参ください。集計がされていないと、農業所得ではなく雑所得として扱うよう税務署から指導されています。
- 年金を受給している人**
非課税の障がい年金や遺族年金受給者は、年金振込通知などの金額のわかるもの
- 賃金をもらった人**
給与の源泉徴収票又は賃金支払証明書
- その他の収入がある人**
収入のわかる書類等
- ④国民年金や農業者年金の領収書又は支払いに関する証明書、生命保険・共済掛金、地震保険料等の証明書
- ⑤その他、各種控除を受ける方は控除を受けるのに必要な領収書や証明書
- ⑥マイナンバーカード又は通知カード
- ⑦身分証明書
- ⑧税務署から「利用者識別番号」の用紙が届いた方はその用紙



国税庁HP
「確定申告書等
作成コーナー」

令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から申告できる「e-TAX」をご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で申告書の作成ができ、計算誤りがありません。また、作成した申告書は、そのまま「e-TAX」で送信できます！

その際、利用者証明用電子証明書(パスワード(数字4桁))と署名用電子証明書のパスワード(英数字6文字以上16文字以下)が必要となります。署名用電子証明書のパスワードが分からない場合は、市区町村の窓口・コンビニ等で再設定が可能です。さらに、「マイナンバー連携」を利用すると、マイナンバーを登録済みのマイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、所得税の確定申告書の該当項目へ自動入力が可能です。

詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

延岡税務署
☎0982-32-3301
※自動音声案内